

他制度掛金相当額

従業員の皆さまへの周知について

2022年6月

大阪薬業企業年金基金

はじめに

2020年に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、企業年金制度について様々な改正が行われてきました。

この改正により、2022年10月からは、個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入するための要件が変更になります。

また、2024年12月からは、確定給付企業年金（DB）の掛金が、iDeCoの掛金額に影響を及ぼすため、事業主様から従業員の方へのご案内が必要とされています。

この資料では、事業主様にご対応いただく事項をまとめておりますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

大阪薬業企業年金基金の他制度掛金相当額

加入実施状況	掛金相当額
第1年金のみ実施	3,000円
第1+第2年金実施	5,000円

1. 他制度掛金相当額の確認と周知

- 大阪薬業企業年金基金から「他制度掛金相当額」の報告を受けた事業主様は、2022年10月までに従業員の皆さまに周知が必要です。

周知の時期

2024年12月から、企業型DCとiDeCoの拠出限度額に「他制度掛金相当額」が反映されるため、**2022年10月までに**「他制度掛金相当額」を従業員の皆さまに周知します。

周知の方法

社内のイントラネットに掲示する、チラシを配布する等の方法等、従業員の方に届きやすい任意の方法で案内します。次ページ以降にご紹介する、次のツールをご活用ください。

- ① 厚生労働省作成のチラシ
- ② 補助資料

2. 従業員周知のツール

① 厚生労働省作成のチラシ

厚生労働省作成のチラシで、iDeCoに関する変更の概要を案内します。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

令和4(2022)年5月から

iDeCoに加入できる年齢の要件などが拡大されます

これまで iDeCoに加入できるのは、60歳未満の方のみでした。
海外居住の方は加入できませんでした。

2022年5月以降

新たに下記の方がiDeCoに加入できるようになります。

- ▶ 会社員・公務員など(国民年金第2号被保険者)で60歳以上65歳未満の方
- ▶ 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
- ▶ 国民年金に任意加入している海外居住の方

iDeCoに加入できる期間

現行	会社員・公務員など(第2号被保険者)	60歳	65歳
	自営業者・専業主婦(夫)など(第1・3号被保険者)		
改正後 2022年5月～	会社員・公務員など(第2号被保険者)		
	自営業者・専業主婦(夫)など(第1・3号被保険者)		任意加入
	海外居住の方(任意加入)		

国民年金への任意加入については、こちらのQRコードからご確認ください。
～厚生労働省ウェブサイト(2020年の制度改正/2022年5月施行)～

ご注意ください

- 公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。
- 現在iDeCoに加入されている会社員・公務員などの国民年金第2号被保険者の方は、60歳以降も引き続き国民年金第2号被保険者であれば、iDeCoも引き続き加入者となります。
掛金の拠出を停止したい方は、受付金融機関(運営管理機関)に対して運用指図者となる手続きをする必要があります。(ただし、昭和37(1962)年5月1日以前に生まれた方は、60歳到達時に加入者の資格を喪失しているため、令和4(2022)年5月以降に加入者となるためには受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。)
- 自営業者・専業主婦(夫)などの国民年金第1・3号被保険者でiDeCoに加入されている方が60歳以降に任意加入被保険者となり引き続きiDeCoに加入するためには、受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
令和4(2022)年1月時点

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

令和4(2022)年10月から

企業型DCの加入者がiDeCoを利用しやすくなります

2022年10月以降

- ▶ iDeCoに加入できなかった企業型DC加入者の方もiDeCoに加入できるようになります。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と合算して月額5.5万円(確定給付型の他制度※にも加入する場合は、月額2.75万円)を超えることはできません。
※ 確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金
- ▶ 以下の①②が要件です。
① 掛金(企業型DCの事業主掛金・iDeCo)が毎月拠出であること
② 企業型DCのマッチング拠出(加入者掛金拠出)を利用していないこと

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円	月額2.75万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 ※iDeCoの拠出限度額の上限は1.2万円

例：企業型DCのみに加入していて、企業型DCの事業主掛金額が3万円の場合
月額5.5万円-3万円(企業型DCの事業主掛金額)=2.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)

令和6(2024)年12月から

iDeCoの拠出限度額が変わります(確定給付型に加入する場合)

2024年12月以降

- ▶ 確定給付型の他制度に加入する場合(公務員を含む)のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に引き上げられます。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額(公務員の場合は共済掛金相当額)と合算して月額5.5万円を超えることはできません。

	企業型DCと確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円-(各月の企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額) ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

例：① 企業型DCと確定給付型の他制度に加入していて、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合
月額5.5万円-4万円(企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額)=1.5万円 (iDeCoの拠出限度額は1.5万円)
② 確定給付型の他制度のみに加入していて、各月の他制度掛金相当額が2万円の場合
月額5.5万円-2万円(他制度掛金相当額)=3.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)

ご注意ください

- 実際に拠出できるiDeCoの掛金額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額で決まります。
既にiDeCoに加入されている方でも、企業型DCの事業主掛金額と他制度掛金相当額によってはiDeCoの掛金の最低額(月額5千円)を下回り、掛金を拠出できなくなる可能性があります。
※iDeCoの掛金を拠出できなかった場合の取り扱いや他制度掛金相当額の算定は、こちらのQRコードからご確認ください。
- 企業型DCの事業主掛金額については、企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)の加入者専用サイトでご確認ください。他制度掛金相当額については、事業主にご確認ください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
令和4(2022)年1月時点

(厚生労働省HPより掲載)

2. 従業員周知のツール

② 補助資料

具体的な他制度掛金相当額を案内するために補助資料をご活用ください。

他制度掛金相当額のご案内

あなたの「他制度掛金相当額」

5,000 円

大阪薬業企業年金基金
第1・第2年金 実施

厚生労働省からのご案内より <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>

令和6(2024)年12月から

iDeCoの拠出限度額が変わります (確定給付型に加入する場合)

2024年12月以降

- ▶ 確定給付型他制度に加入する場合(公務員を含む)のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に引き上げられます。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額(公務員の場合は共済掛金相当額)と合算して月額5.5万円を超えることはできません。

企業型DCと確定給付型他制度に加入する場合	
iDeCoの掛金額	月額5.5万円 - (各月の企業型DCの事業主掛金額 + 他制度掛金相当額) ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

例：① 企業型DCと確定給付型他制度に加入していて、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合
月額5.5万円 - 4万円(企業型DCの事業主掛金額 + 他制度掛金相当額) = 1.5万円 (iDeCoの拠出限度額は1.5万円)
② 確定給付型他制度のみに加入していて、各月の他制度掛金相当額が2万円の場合
月額5.5万円 - 2万円(他制度掛金相当額) = 3.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)

あなたのiDeCoの掛金額 (限度額)

月額 **55,000** 円

月額の企業型DCの事業主掛金額
加入者専用サイトでご確認ください。

(**0** 円 +

企業型DCに加入していない場合は0円

+

大阪薬業企業年金基金
他制度掛金相当額

5,000

 円)

= **20,000** 円

大阪薬業以外の他制度掛金相当額がある場合は合計額
※iDeCoの拠出上限は20,000円
1,000円単位、最低の掛金額は5,000円
5,000円以下 iDeCoの拠出 不可

補助資料の使い方

大阪薬業企業年金基金のホームページに左の補助資料「他制度掛金相当額のご案内」がありますので、『第1年金のみ』『第1・第2年金』の加入実施状況をお選びいただいて、必要個所に金額を入力してください。自動でiDeCoの拠出限度額が計算されます。企業型DCを実施されていない場合はそのままご使用できます。

【ご留意点】

複数の確定給付企業年金を実施している場合は、合計額としてください。

3. 想定Q&A

従業員からの想定Q&A

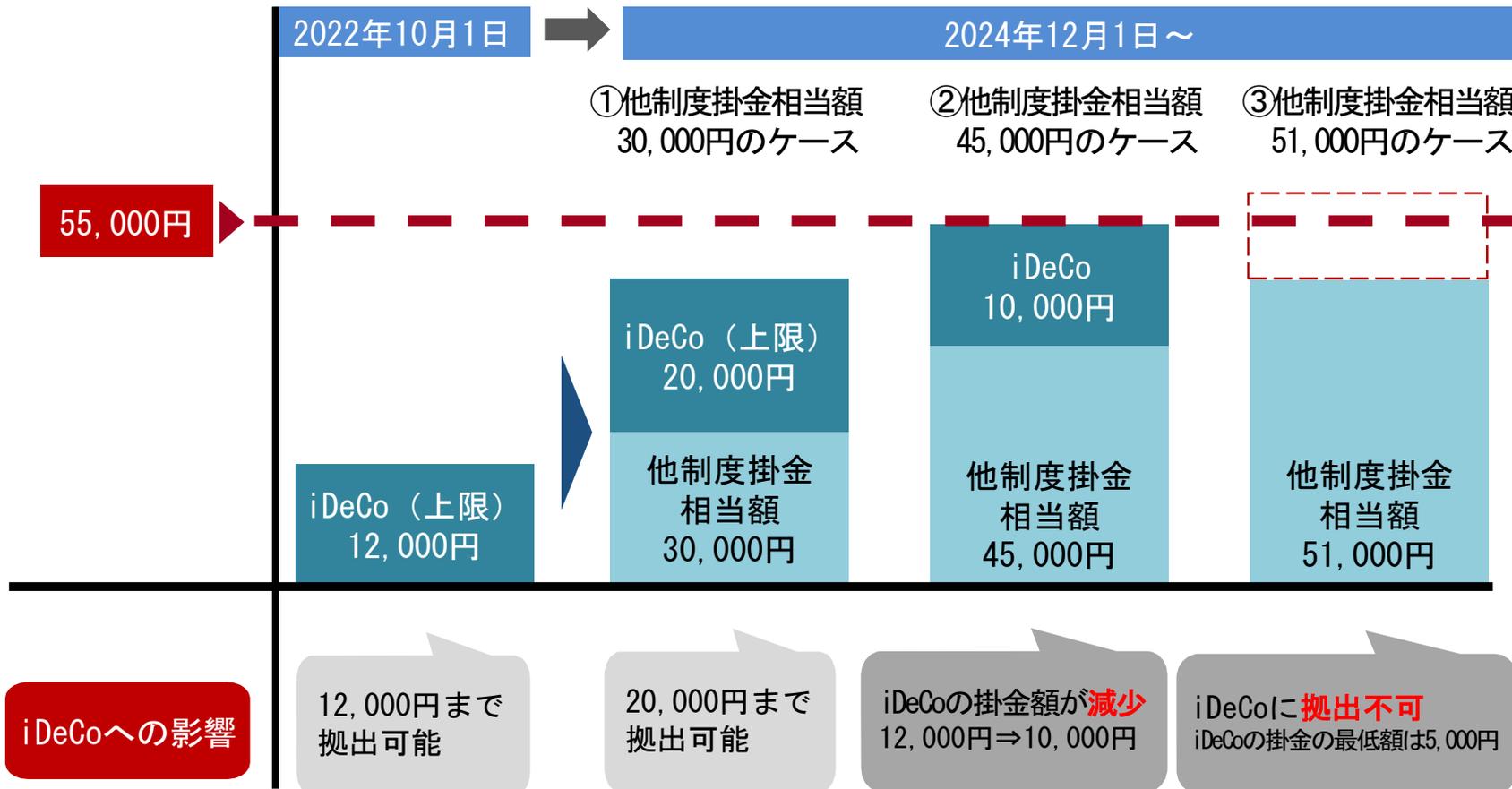
従業員から想定される質問と回答例をご用意しました。

企業型DCで加入者掛金を拠出しているがiDeCoには加入できるか	加入者掛金がiDeCoのいずれか一方を選択する必要があります。
全ての従業員に周知するのか	大阪薬業企業年金基金に加入している全ての従業員さまにご案内ください。休職等、給与を支給していない加入者にも適用されます。
他制度掛金相当額はどのようにつかうのか	2022年と2024年の法改正により、iDeCoが活用できる機会が拡大します。ただし、iDeCoに拠出できる掛金は、2024年12月以降、他制度掛金相当額の影響を受けますので、拠出できる金額の目安を確認するために使用します。
他制度掛金相当額は今後も変わらないのか	確定給付企業年金の掛金を見直すことがあれば変更となることがあります。変更後の金額は規約に規定されます。

4. (ご参考) 他制度掛金相当額がiDeCoの掛金額に及ぼす影響について

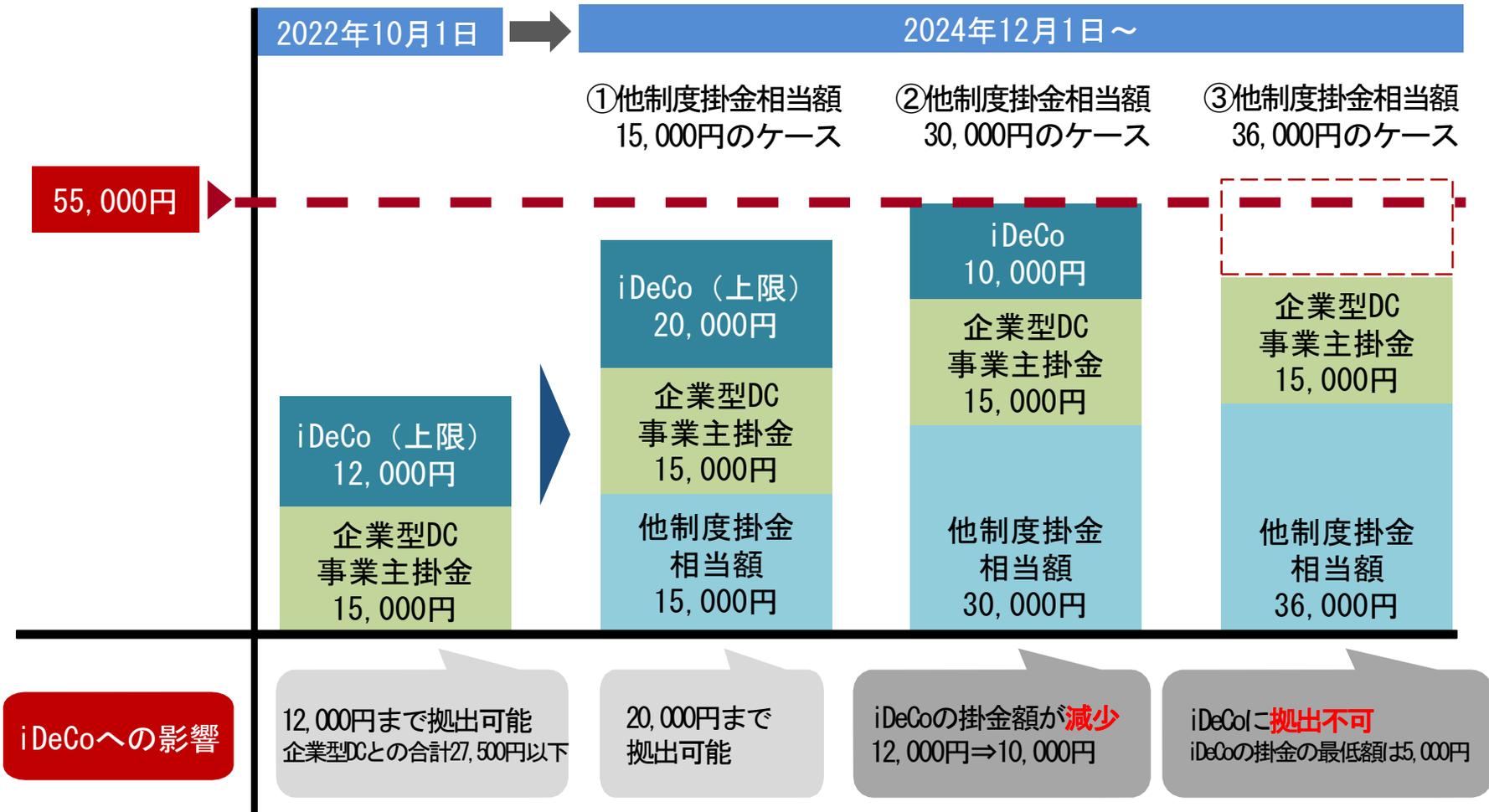
- 他制度掛金相当額が高い場合は、iDeCoの掛金額に影響を及ぼすおそれがあります。影響について、他制度掛金相当額に応じたケースでお示しします。

企業型DCを実施していない場合の例



4. (ご参考) 他制度掛金相当額がiDeCoの掛金額に及ぼす影響について

企業型DC（事業主掛金15,000円）を実施している場合の例



4. (ご参考) 他制度掛金相当額がiDeCoの掛金額に及ぼす影響について

基金からのお願い

2024年12月から、iDeCoの拠出限度額の管理のため、毎月基金から加入者情報を企業年金連合会が整備する企業年金プラットフォームに登録いたします。これにより、事業主様が行う必要があったiDeCo加入時の事業主証明書の発行と年1回の確認が廃止になります。

加入者情報(基礎年金番号・性別・生年月日)が適切に登録されない場合は、iDeCoの**拠出ができなくなります**ので、事業所ご担当者様には届出書類の漏れが無いようご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

大阪薬業企業年金基金 業務課

TEL 06-6945-1021

<http://www.daiyaku-nenkin-kikin.jp/>

大阪薬業基金

検索

二次元コード

